



まち活～夏の特別講座～ 女川町×復興庁×日本創成会議

平成26年8月24日(日) 復興まちづくり情報交流館において開催されました

特別ゲストに、小泉復興大臣政務官、増田日本創成会議座長をお招きし、女川の復興や地方の抱える課題について、ご講演いただきました。

その後、中高生、女性、まちづくりWGなど幅広い参加者が20年後の自分をイメージしながら「将来どんな女川町にしたいか」について、ゲストと一緒に活発な意見交換を行いました。女川にしかない魅力やその発信方法など、様々なまちづくりのアイデアが生まれました。



※この模様は、9月上旬に町ホームページに動画を掲載し、広報おながわ10月号でも詳しくお伝えする予定です。お楽しみに！

9月のまちカフェは毎週木曜夜に情報交流館で開催します！

9月4/11/18/25日の木曜 16時～20時(25日のみ18時～)

閉館後の情報交流館を交流スペースとしてご利用いただけます。また、定期的にトークイベントなども開催します。詳しくは、まち活フェイスブック、まち活メール等でお知らせしてまいります。

※ 展示物の見学、物産紹介エリアのご利用は、通常の開館時間内(10～16時)にお願いします。

まち活Facebookページ: <https://www.facebook.com/machikatsuonagawa>

まち活メール: メールの場合に「まち活メール登録」、本文に「氏名、年齢、性別、職業(所属先)」をご入力の上、fukko7@town.onagawa.miyagi.jp までご送信ください。



お問い合わせ先: 女川町まちづくり推進協議会事務局




復興推進課 復興調整係 電話: 0225-54-3131 (内線239)

9/5(金)から 清水地区 町道の一部通行止のお知らせ



平成26年9月1日(月)から、運動公園東側斜面にある既設構造物の撤去工事を開始いたします。それに伴い、**9月5日(金)から町道の一部が通行止め**となります。

皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、安全確保に万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

-  通行止となる道路
-  立入禁止区域
-  通行可能な道路

【お問い合わせ先】

復興推進課都市計画係

54-3131(内線:266)

中心部・離半島部の被災した住宅地（防災集団移転促進事業対象地）は、今年度をもっておおむね買取りを終了させていただく予定です。

買取り希望の方で、相続登記や抵当権など何らかの事情で契約ができていない方は、個別に対応させていただきますので早急にご連絡ください。

また、抵当権等の権利が設定されている土地でも、土地売却代金で債務を返済すること（代理受領）を条件に、その土地の買取り契約ができる場合があります。

抵当権等の権利が設定されている土地の買取りを希望されている方で、手続きがまだお済みでない方は、復興推進課用地係までご相談ください。

復興推進課用地係：0225-54-3131（中心部：内線291～294）（離半島部：内線262～265）

中心部

町有地に置かれている私有物について

町内の町有地に私有物等が置かれている場所があります。復興事業の遅れにつながる恐れがありますので、早急に移動していただきますようお願いいたします。

ご質問等がありましたら復興推進課用地係（中心部）までご連絡ください。

復興推進課用地係（中心部） 電話：0225-54-3131（内線291～294）

中心・離半島部

土地・相続などの課題解決に無料相談窓口をご利用ください

町の無料相談窓口

専門の相談員が、相続登記に必要な書類（申請書、遺産分割協議書等）の作り方や、抵当権の抹消手続き等について、ご相談に応じます。

会場：
町民野球場バックネット裏事務室

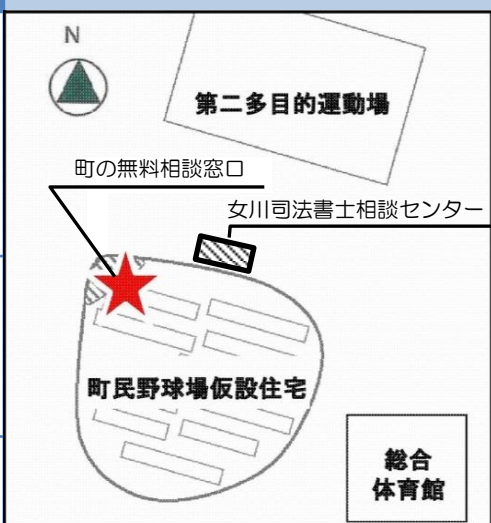
開催日：
9月 9日、10日、24日

受付時間：午前9時～午後5時

※ 込み入った内容のものは、有料で司法書士に登記申請を依頼することが必要な場合もあります。

※町による無料相談窓口は9月末をもって終了します。

地図



司法書士会による相談会

登記と法律の専門家である司法書士が、無料で登記相談・法律相談に応じます。

会場：
女川司法書士相談センター（野球場北側のプレハブ）

開催日：月曜～土曜（祝日除く）

※9月19、20日は臨時休業します。
9月15、23日は開催します。

受付時間：午後1時～4時30分

※予約優先。出張相談・電話相談も受け付けています。

予約・お問い合わせ先
0225-50-3001

9月の開催日

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|----|----|----|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 7 |
| ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | 14 |
| ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | 19 | 20 | 21 |
| ⑳ | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 28 |
| ㉖ | ㉗ | | | | | |

※○ 司法書士会の相談日
※■ 町の無料相談窓口